

# 長野県環境審議会議事録

日 時：令和6年1月16日（火）

午後1時30分から～午後3時16分まで

場 所：長野県庁本館棟 特別会議室

## 出席委員

新芝正秀委員、打越綾子委員、梅崎健夫委員、梅田実生子委員、太田寛委員、  
加々美貴代委員、清野みどり委員、小林泰委員、櫻井肇委員、辻明子委員、  
中川博司委員、宮原則子委員、酒向貴子特別委員、八尾光洋特別委員、  
松川淳平特別委員代理

以上 15 名

長野県環境審議会議事録  
(令和5年度 第4回)

日時 令和6年1月16日(火)  
午後1時30分～午後3時16分  
場所 長野県庁本館棟 特別会議室

司会	<p>定刻となりましたので、環境審議会を開会いたします。</p> <p>本日の司会を務めます、環境政策課企画幹兼課長補佐の神津と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日、9名の委員の皆様にご出席いただきありがとうございます。</p> <p>初めに、委員の出欠の状況をご報告させていただきます。都合によりまして、大島委員、大和田委員、下平委員、信太特別委員の4名から欠席のご連絡をいただいております。これによりまして、本日の審議会は、委員数19名に対しまして出席者15名で、過半数のご出席をいただいております。</p> <p>長野県環境基本条例第30条第2項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>続いて、本日の会議資料の確認をお願いいたします。事前にお届けしました資料は、次第と出欠名簿、会場図と本日の審議事項等になります。資料1-1から資料4-2でございます。また、机上配付、または本日メールによりお配りしたものが、審議事項イの諮問文でございます。</p> <p>資料につきましては、大丈夫でしょうか。</p> <p>それでは、これから審議に移ります。</p> <p>議長につきましては、長野県環境基本条例第30条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、梅崎会長に議事の進行をお願いしたいと思います。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>
梅崎会長	<p>本日は、長野市も積雪に見舞われてあいにくのお天気になりましたけれども、委員の皆様におかれましては、議事進行へのご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは早速ですが、審議に移りたいと思います。</p> <p>1件目は、審議事項ア「第二種特定鳥獣管理計画(第5期ニホンザル管理)の策定について」でございます。</p> <p>本件は、昨年7月に諮問され、特定鳥獣保護管理検討委員会において検討いただいているものです。</p> <p>それでは、幹事から説明をお願いいたします。</p>

塚平鳥獣対策室長

鳥獣対策室の塚平と申します。着座にて説明させていただきます。

第二種特定鳥獣管理計画(第5期ニホンザル管理)の策定につきまして、中間報告をさせていただきます。

資料1-1をご覧ください。

「3 策定スケジュール」をご覧ください。7月に諮問させていただいた後、ニホンザル専門部会、また特定鳥獣保護管理検討委員会で検討を重ねてまいりました。本日は、その検討の結果を素案という形で中間報告させていただくものでございます。

この後、本日審議会でご意見を伺った後、3月に答申をいただきたいと考えております。なお、この間、今月末から県民意見公募を実施しまして、また関係機関と協議を行いまして、計画に反映してまいりたいと考えております。

2ページ以降には、これまで検討の中でいただいた環境審議会ニホンザル専門部会、特定鳥獣保護管理検討委員会での意見と、その対応について記載してございます。

次に、資料1-2をご覧ください。

第5期計画の素案の概要でございます。下線を引いてある部分が、前期計画からの主な変更点になりますので、この資料では、変更点を中心に説明をさせていただきます。

「2 計画の期間」は、令和6年4月から令和11年3月までの5年間です。

「4 ニホンザルの現状」です。7月の審議会でご説明を申し上げましたとおり、昨年度の調査結果により、約210から300の群れ数になると推定しております。なお、推定個体数は前回平成29年度調査からの増減はないと推定しております。

2ページ目をご覧ください。6の(2)「管理の流れ」の下線部分でございます。地域振興局の範囲をまたぐ対策の実効性を高めるため、広域会議を開催させていただき、情報共有と対策の検討・評価を行いたいと考えております。

続きまして、3ページをご覧ください。7の(3)「個体数管理」の部分でございます。前期計画では、群れの中の加害個体を減少させる選別捕獲というものを基本としておりましたけれども、当計画では、追い払いなどの被害防除対策の効果を得られやすくするため、群れサイズを30頭程度まで縮小させる部分捕獲を基本と考えております。詳細は、後ほど説明させていただきます。

また、(4)「ハナレザル等への対応」でございますが、前期計画では、単独または小集団の捕獲としていたものを出没の状況等に応じて分かりやすく記載したものでございます。

それでは、資料1-3をご覧ください。

第5期ニホンザル管理計画の素案につきまして、この資料でポイントを説明させていただきます。

1ページ目、「1 はじめに」をご覧ください。サルにつきましては、2段落目以降の中段の部分でございます。生息地のかく乱と乱獲により、全国的に生息分布が縮小し、昭和22年に狩猟鳥獣から外れて以降、現在に至っております。その後、徐々に生息域を回復し、現在では県内の多くの森林帯に生息しております。

生息分布の拡大とともに被害地域が拡大し、平成13年度には2億円を超える農林業被害が発生いたしました。人里近くに進出したサルの群れは、栄養価の高い食べ物を採食し、このことが高い出産率と低い死亡率、それによる個体数の増加につながり、被害地域が拡大するという悪循環、また生活環境被害や人身被害が発生しております。

このため、地域個体群を保全するとともに、人とのあつれきを解消するため、平成16年から第二種特定鳥獣管理計画を策定し、対策を講じているものでございます。

3ページをご覧ください。図1でございます。こちらは令和4年度のサルの生息分布状況になります。群れの行動圏や確認位置を表しております。青色で囲んでいる地域や青色のマークは、数十頭の群れが確認されている地域でございます。

オレンジ色は100頭以上の大規模な群れ、緑色は10頭以下の小集団やハナレザルが確認されている地域となります。赤い線は管理ユニットとの境界になりまして、前回の平成29年の調査時と比べまして、管理ユニット内の生息分布に大きな変化はない状況です。

一方で、緑色の小集団、またはハナレザルの生息情報が、管理ユニット以外の東信地域、中信地域、そして諏訪地域などに多く確認されている状況でございます。注意が必要と考えているところでございます。

少し資料を飛ばしていただきまして、13ページをご覧ください。

(5)「個体数管理」についてでございます。こちらは第4期計画までの取組と評価の項目でございます。この個体数管理について課題として挙げておりますのは、計画的な個体数管理により、被害の減少につながった地域がある一方で、無計画な個体数管理により、被害の減少につながっていない地域が見られること、また、多数の個体を捕獲したものの、新たな群れが侵入して被害が再発した地域があることが課題として挙げられております。

14ページをご覧ください。「8 計画の目標」でございます。本県に生息するサルの個体群の長期にわたる安定的な維持及び農林業被害の軽減と人身被害等の防止を図るため、群れごとの加害レ

ベルを低下させて、人の生活域とサルの生息域を分けることを目標としたいと考えております。

「9 目標を達成するための取組」でございます。こちらは、前期計画と同様に市町村が年次計画に基づく総合的な被害対策の実施を進めていけますよう、県が市町村を支援する体制を継続していくことを記載しております。

また、ハナレザルや小集団の生息情報を含め、継続してマップに記載することで、生息情報の精度向上や確実な引継ぎが図れるようにしたいと考えております。

続きまして、16 ページをご覧ください。(3)「広域単位の管理(広域会議の開催)」でございます。先ほどご説明しましたように、これまで地域振興局では、地方保護管理対策協議会を開催いたしまして、管内の市町村の年次計画の検討、それと市町村をまたぐ加害群の対策の広域調整を図ってまいりました。

当計画では、これに加えて、複数の地域振興局を基本単位とした広域会議におきまして、地域振興局の範囲をまたぐ加害群の対策の実効性を高めるための実務的な協議を行っていきたいと考えております。

17 ページをご覧ください。「10 加害レベルの判定」でございます。こちら前期計画と同様に、表5に示した加害レベル判定表、こちらにあるポイント、0～4のポイントを基にいただきまして、続きまして18 ページの表6、加害レベル判定基準表で群れの加害レベルをレベル0～レベル5までの6段階で判定いたしまして、被害対策を検討してまいります。

最も低い加害レベル0は、群れが山奥に生息しており、集落内では見かけないレベルでございます。レベル3は、県内で最も多いレベルでございます。群れの大半の個体が季節的に耕作地に出て来て、農作物の被害があり、人馴れし始めているレベルでございます。

最も高いレベル5は、常時農作物被害や生活環境被害が多発、人身被害の危険があり、人馴れが進んで被害防除対策の効果が少ないといった群れになります。

19 ページをご覧ください。「11 対策の手法」でございます。こちら、前期計画と同様に、表7加害レベルに応じたサルの被害対策にありますように、加害レベルに応じまして、被害防除対策、生息環境管理、個体数管理、この三つの対策を地域の条件に合わせ、並行して総合的に行っていく必要があるということを記載しております。

20 ページをご覧ください。(1)「被害防除対策」では、追い払いや侵入防止柵などについて、その留意点を記載しており、特に電気柵の部分では、支柱への通電など、一定の構造等を備える必要性

について記載しております。

おしまいに 21 ページをご覧ください。(2)「生活環境管理(被害地及び奥山の管理)」では、廃棄果実等の誘引物の適切な管理や緩衝帯整備の必要性について記載しております。

また、針広混合林への誘導など、サルの生息地である森林の管理の方向性についても記載しております。

22 ページをご覧ください。(3)「個体数管理」でございます。

「ア 個体数管理の基本的な考え方」、こちらでは、前期計画と同様に、サルの群れの管理は加害群、加害をする群れを特定し、その加害レベルや行動圏、それから群れの個体数等、群れの基本的な生息情報を把握した上で実施すること。また、地域主体の被害防除対策、被害地の管理を併せた総合的な対策を継続して実施することとしております。

また、個体数管理に当たりましては、特定の被害だけではなく、地域全体の被害低減のための計画が必要であるため、地方保護管理対策協議会や広域会議において専門家から意見を聴取し、捕獲実務上の問題について関係者間での協議を行った上で、市町村の年次計画に即して実行すること、また、捕獲を実施した後は、加害群の個体数や加害レベル等をモニタリングし、捕獲目標の達成状況や効果を検証することとしております。

「イ 群れ管理の方針」でございます。群れ管理におきましては、群れのサイズが大き過ぎますと、追い払い等の被害防除対策の効果を得にくくなります。効果が得られやすい群れサイズは 30 頭程度が目安でございますが、そこまで個体数を減らすことが推奨されております。

このため、被害防除対策、生息環境管理、個体数管理、この三つの対策を総合的に進めていく当計画では、被害を減らすためのより効果的な捕獲手法として、群れサイズを 30 頭程度まで縮小させる部分捕獲を基本的な方針としたいと考えております。

なお、部分捕獲を実施、または検討し、総合的な対策を継続しても効果が現れない地域におきましては、選択捕獲及び全頭捕獲の実施を検討することとしております。選択捕獲というのは、加害する個体を選択して捕獲する方法、全頭捕獲は群れ全体を捕獲する方法でございます。

また、群れの管理に当たりましては、専門家を交えた地方保護管理対策協議会や広域会議において、これまで行った捕獲及び被害防除対策の効果を検証し、最適な捕獲方法を適用する順応的管理を行うこととしております。特に全頭捕獲の実施につきましては、専門家の意見を聞いて妥当かどうか慎重に判断することとしております。

23 ページ以降 25 ページまでとしましては、捕獲方法別に検討の

際の留意点を記載しております。

26 ページをご覧ください。(4)「ハナレザル等への対応」でございます。前期計画に比べてハナレザルまたは小集団の生息情報が多く確認されておりますので、市街地にハナレザルが出没した際の地域住民への注意喚起や、人身被害が発生した場合の緊急的な捕獲について記載しております。

27 ページをご覧ください。「12 普及啓発」では、被害地域住民、一般県民、観光客等、対象ごとに啓発の際の留意点について記載しております。

30 ページをご覧ください。「15 計画の実行体制」では、計画に関わるものに取り組むべき事項について記載しております。特に被害対策におきましては、一組織や一個人のみに頼るのではなく、各組織や集落住民等が積極的に参画して被害対策を進める必要がございますため、各機関の情報共有と連携、被害対策に係る技術の研修等に努めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願います。

梅崎会長

ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

中川委員、どうぞ。

中川委員

中川です。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

実は、県の鳥獣被害対策の職員の皆さんのサルの対策の研修会が12月にありまして、私、それに参加してきました。その中で、主なことはもちろんこれに沿って行われていたんですが、ただ、やってみて重要だなと思ったところは幾つかあるんですが、もしそれが表現として補強してもらえることがあったらありがたいなと思います。

それは、そんなにたくさんあるわけじゃないんですが、まずは、被害地域の住民の皆さんによる環境調査というのを行いました。もちろんそれは生息マップに反映されるんですけども、その際、それが県の専門家、あるいは市町村の担当者、そして地域の住民の皆さん、さらに民間の専門家の方と一緒に回ったんです。

住民の皆さんは、もちろん日頃サルの被害に遭っているので、大変だ、何とかしてほしい、誰かがやってくれるだろうとずっと思っているわけです。全然誰もやってくれなくて困ったとなっていて、そこで一緒に環境調査をやることになって、初めて住民の皆さんが「私たちがやらなきゃいけないのか」という思いに変わっていったんですね。



	<p>具体的な対策はまだまだこれからですけれども、その生息マップをつくる際の環境調査というあたりが、例えば市町村でも担当者がいないんです。しっかりこのことだけをやっているという人はいないわけで、そんなものですから、環境調査を通じて市町村の担当者にもその気になってもらわなきゃいけないし、住民の皆さんにも、自分たちが頑張らなきゃいけないのかと思ってもらうということが、やってみて大事なことだなと思ったので、どこにどう書くかは別にして、そんな経験を少しお話しさせていただきました。</p>
梅崎会長	<p>分かりました。お答え願えますか。</p>
塚平鳥獣対策室長	<p>今の環境調査、または集落点検と呼んでいる取組でございます。こちらは、地域住民の方、市町村行政、県行政、専門家の皆さんが共通の認識を持って課題に取り組んでいくということで、非常に重要な取組だと理解しております。</p> <p>今の素案の中では31 ページに、野生鳥獣被害対策支援チーム、これは県現地機関に置いているチームでございますけれども、このチームの中で、市町村及び集落に対しまして、マップの作成等、具体的な被害対策等に関する助言、支援及び情報提供を積極的に行うと記載してございますが、今の御意見を踏まえまして、もう少し具体的に書けるかどうかを検討してまいりたいと思っております。以上です。</p>
梅崎会長	<p>よろしいでしょうか。 引き続きまして、打越委員、どうぞ。</p>
打越委員	<p>ありがとうございます。3点あります。</p> <p>まず一つ目は、1 ページ目の「1 はじめに」の内容です。第4期までのときには「背景」と書いてあったところを、前文、「はじめに」というところにほぼコピーアンドペーストで写しただけの状況なのかと感じて拝見していました。</p> <p>一番気になったのは、三つ目のパラグラフです。歴史的な経緯を振り返っているように見えて、1970 年代に問題となり始めて2001 年度に2 億円を超えたと書いてあって、その後の情報のアップデートのないものがそのまま「はじめに」になっています。</p> <p>2001 年はもう23 年前ですから四半世紀前です。その間に長野県内の農業の状況も、それから今、人口減少社会の農村地域をどうするかという話題も非常に熱心に議論されているところだと思うんです。</p> <p>ですので、2001 年度には2 億円を超えたというのが、その後ず</p>

っとひどい状態になっていると言わんばかりのこの「はじめに」の書きぶりは、いくら何でも古い文章をそのまま持ち越している状況になっているんじゃないか、きちんと現状を把握した「はじめに」を、オリジナルにちゃんと書き直すべきではないかと思いました。

かつ、これに関連して2点目ですが、8ページのグラフで、ニホンザルによる被害状況のグラフが出ています。2001年には2億円を超えたというのが出ています。どういうことかなと思ったら、2001年のところで、オレンジ色の農業被害額が約1億3,000万円、林業被害額が約8,000万円、これを合わせて恐らく2001年に2億円を超えたという書きぶりになっていると思うんですけども、その頃から見ると、被害の総額は半分に減ってきている。

今回じゃなくて一つ前の第4期のニホンザルでも、その後被害額は半分に減ってきているが、もちろん困っている人たちはいるからという書きぶりでしたので、つまり2001年には2億円を超えたと書いてそのままではなくて、きちんと個体数管理をしていたり、地域の被害防除が進んでいたり、あるいはもしかしたらそもそも農業という産業そのものが縮小しているのかもしれないけれども、被害額が半分になってきている、そのことに長野県内の農村地域の社会の変化があるはずで、むしろ2001年から先のことを手厚く「はじめに」に書くべきではないか、1940年代、60年代、70年代もいいですけども、第5期の「はじめに」を書くということへの自覚が欲しいと思ったのが2点目です。

最後に、3点目は11ページになります。「イ 追い払い」の3段落目にモンキードッグのことが書いてあります。大町市で熱心に頑張っている方々が犬を非常に訓練をして、サルに恐怖心を与える形で追い払いをしてきたというのはよく言われるところではありますけれども、一部の市町村で実施されているが、追い払った群れがほかのところで被害を発生させたり、世代交代がスムーズに行われていなかったり、また犬を野に放つ、そもそも飼い犬は繋留して飼うべきというのが動物愛護管理法の基本ということもありますので、ここをどう書くかは悩ましいなと感じました。

本当に犬を使った野生動物の追い払いというのは、価値があるものだというふうに県が思うなら、書きぶりとして、こういうことが必要だったと、継続的な訓練が必要だとか、世代交代が必要だという書き方にすればいいと思いますが、効果的であると書いておきながら、すごくネガティブな書き方で後半が終わっている。

これは長野県としてはこういった取組をどう思っているかが定まらないというか、効果的と書いていながら、これだけネガティブな言葉で締めているということは、むしろやらないでほしいと思っているのか、もしきちんとやるのであれば、効果的であり動物愛

梅崎会長	<p>護管理法で犬は繋留して飼うことということとのすり合わせや交渉も行うということであるならば、モンキードッグは効果的ということを書ききちんと書くべきだと思いますし、そのあたりもきちんと整理すべきじゃないかと思いました。以上です。</p> <p>ありがとうございました。 どうぞ。</p>
塚平鳥獣対策室長	<p>打越委員、御意見ありがとうございました。「はじめに」につきましては、計画策定の背景としっかり記載すべきと認識いたしましたので、少し検討させていただいて、2001年以降の状況につきましても記載をさせていただきたいと思います。</p> <p>モンキードッグにつきましては、大町市など実際に取り組んでおられる方、その実情ですとか、効果ですとか、改めて確認をさせていただく中で、どう記載すべきか検討させていただきたいと思います。</p>
梅崎会長	<p>打越委員、よろしいでしょうか。</p> <p>関連してですが、打越委員からご指摘のあった図3ですが、生産額との比率で見るとべきだというのはそのとおりだと私も思います。できればそのグラフはその比率で表していただいたほうが、おっしゃられたとおり、うまくいっているのか、それとも生産額自体が下がっているのかということが明確になるとと思いますので、そのところの検討も併せてよろしく願いいたします。よろしいでしょうか。</p> <p>引き続きまして、梅田委員、よろしく願いします。</p>
梅田委員	<p>ご説明ありがとうございました。私が1点気になったのは、6ページのところです。加害レベル状況を参考までに地図に落としていますということでご紹介いただいています。</p> <p>加害レベルを知ることは、たぶん被害対策の一番大事な基本のところかと考えていまして、市町村ごとに調査方法はばらばらと書いてあるんですけども、例えば、これを県として統一していったり、よりよい方法に市町村を導いていくための方策などをお考えであれば教えていただきたいのと、私が正確に読み込めていないのかもしれないんですけども、それがもし書いてあれば、どこに書いてあるのかを教えていただけるとうれしいです。お願いします。</p>
梅崎会長	<p>どうぞ。</p>

塚平鳥獣対策室長	<p>ご意見ありがとうございました。おっしゃられるとおり、加害レベルを把握するのは被害対策の第一歩になりますので、その辺の取組はしっかりやっていきたいと思っております。</p> <p>一方で、これまで市町村における年次計画というものがなかなかうまくつくられてこなかったというような状況もございます。そういった部分も含めまして、今回広域単位の管理、広域会議をまず置かせていただきまして、広域圏ごとにしっかりと打合せ、調整をするとともに、私どもその広域単位の会議の中で、研修する場面というものをしっかり設けていきたいと考えております。</p> <p>そういった研修機会を増やしていく中で、地域振興局の担当者、また市町村担当者の知識・技術レベルの向上を図りながら、加害レベルの調査、生息マップの作成など基本的な生息情報の収集と、その継承といったものとモニタリング、そういったものにしっかり取り組んでいきたいと考えております。</p>
梅崎会長	梅田委員、よろしいでしょうか。
梅田委員	<p>ありがとうございます。先ほどもお話があったように、担当者がまず市町村にいないとか、そういった根本的な問題もあるかと思うので、たぶん広域会議で研修をして、実際できるかどうかみたいなところの支援をしてあげないと、実際できないだろうというのが想像つくので、その辺を細かく県のほうでも見ていただいて、うまく全体としてレベルアップしていけるといいのかなと思えました。ありがとうございました。</p>
梅崎会長	<p>ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。 辻委員、どうぞ。</p>
辻委員	<p>辻です。資料の1-2の1ページの4でニホンザルの現状というところがあって、推定個体数のご説明があったように、29年調査から増減なしで、推定群れ数も、ここで見ると前期計画とそんなに変わらないように見えるのですが、その中で、対策としては、選別捕獲というのから部分捕獲に強化しているという印象を受けたのですが、特に変わらないで推移しているけれども強化するというのは、理由がどこかに書いてあると思うのですがけれども、分からなかったのを教えていただきたいです。</p>
塚平鳥獣対策室長	<p>説明不足で申し訳ございませんでした。例えば、サルによる農林業被害額が減少傾向にあるという、数字的にはそのような状況がありますけれども、一方で、要はサルが集落に出てきている状況が</p>

収まっているのかどうかになりますと、資料1-3、本文の10ページをご覧くださいと思います。これは、5年前と比較した被害発生頻度につきまして、増加しているか減少しているかをアンケートで調査した結果でございます。

メッシュごとに色分けをしている状況から見ますと、増加していると回答されているところが多い状況になっております。そうしたことから、これまでも個体数管理の取組をやってきたけれども、そのやり方が果たして効果的だったのかといったものをしっかり検証すべきだと考えたというのが1点です。

もう一点、この群れサイズを30頭を目安に減らす部分捕獲というものを導入したというものの背景におきましては、環境省のほうで作成しておりますガイドライン、こちらのほうで部分捕獲といった捕獲手法について提示されておまして、それについての専門家のアドバイス等も参考にしながら、選別というよりも、むしろ群れの頭数を30頭程度を目安にしましょうという形での部分捕獲というものにしたという考え方でございます。

頭数や群れ数自体は変わっていないけれども、実態として地域の被害状況というのは県内では増加傾向になるといった点、それから捕獲というものが効果的に行われているのかいないのかといったものをしっかり検証しながら、地域で進めていくためには、群れサイズを、防除対策と併せて行いやすい30頭前後を目安にしていきましょうという形にしたとご理解をいただければと思っております。

梅崎会長

辻委員、よろしいでしょうか。

辻委員

ありがとうございます。今聞いた感想としては、10ページの被害発生頻度が増加というところは、人口減少しているようなところが多いのかなとも見えるのですけれども、人がいなくて被害防除の対策ができなくなってきていて被害が増えている、個体数が多いということがあるのかなと思ったので、先ほど中川委員が発言していただいたとおり、被害防除対策をどう効果的に、誰が主体でどうやるのかというところが、ちょっとふわっと表現されているようなところがあったりするので、そこをはっきりして、「地域住民が」というところは、「地域住民って誰、私？」みたいなところがすごくあると思うので、その支援をしっかりとしていければいいのかなと、気がつくというところかと思いました。以上、意見でした。

梅崎会長

ありがとうございました。  
ほかにご意見、ご質問等ございますか。

<p>太田委員</p>	<p>太田委員、どうぞ。</p> <p>一言だけ。今まで長期にわたってやってきて、今度5期目ということで、例えば8ページの図4、ここには地域別の農業被害額の推移がございまして、それぞれの地域によって金額の多寡が様々な理由があって違うと思うんですが、トレンドで見た場合に、松本地域がこの数年間上昇しております、他の地域については、南信州含めて、金額が多いので目立ちますけれども、漸減の傾向にあると。</p> <p>そういったときに、先ほど来様々な対策について、この地域が減っている要因は何かとか、あるいはなぜ松本が増えているかというところについて追記がもしあれば。</p> <p>先ほど梅田委員がおっしゃったけれども、市町村の職員はここまで分析ができないし、他の地域の状況にそれほど詳しくないのですが、講習会等をやっていたいておりますけれども、その点を例示していただければ今後の参考になると思うんですが、いかがでしょうか。</p>
<p>塚平鳥獣対策室長</p>	<p>松本地域の状況につきましては、お聞きしておりますのは、たぶん中川委員がご覧になられた現場の状況だと思います。かつて、柵の上に電気を張った複合柵というものを山ぎわに設置はしたんですけれども、その後の維持管理ですとかなかなか追いついていないという状況の中で、柵が機能していない、機能できないという状況が発生しているのではないかと考えているのが一つでございます。</p> <p>ほかの地域におきましては、そういった電気と柵を併せた複合策の普及ですとか、大町地域を中心とした部分捕獲的な捕獲手法の普及ですとか、そういったものが好影響として出ているのかもしれないと考えているところでございます。</p> <p>その辺の状況という部分につきましては、先ほど中川委員がおっしゃられたように、集落診断等を通じながら、地域ごとに対策を考えていく必要がございます。</p> <p>県といたしましても、試験研究機関の職員から成る支援チームというものを設けておりますので、そういった皆様方と一緒に現場のほうで対応を考えていきたいと、支援できる部分を考えていきたいというふうに思っております。</p>
<p>太田委員</p>	<p>ありがとうございます。今回の管理計画はもちろんこういう格好で進めていくと思うんですけれども、今ほど室長からもお話がありました良い事例があれば、ぜひ講習会等、あるいは事例集で結構なので、受けやすい形で、それが例えば私ども地域に戻りまし</p>

梅崎会長	<p>て、市の職員がそれぞれの地域で、特に地域が限定されておりますので、新しい被害のところは、説明会をするときにも非常に分かりやすいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>コメントなど、なかなかこういう文書には書きにくいのかも知れませんが、やはり今おっしゃられたような事例はしっかり載せていただいて、分析結果も少しコメント等は入れていただいてもいいように思いますが、そこは少し検討していただいて、今後につながるような資料にしていただければと思います。</p> <p>ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
中川委員	<p>今の話でよろしいですか。太田市長からお話があったので、せっかくなので、追ひ払い隊を組織した効果というのはいかがでしょうか。ちょっとお聞かせいただけると、県の担当者もうれしいと思うので。</p>
太田委員	<p>できてまだ数か月なものですから、これによってこれだけ効果があったというのはまだ検証ができておりません。ただ、意識として、地域の住民が自分たちの地域におけるサル害を減少させようという意識が高まったということは事実だと思ひます。それはプラスだと思ひております。</p>
梅崎会長	<p>よろしいでしょうか。それでは、ほかにご意見もないようですので、この案件の取扱いについてお諮りいたします。</p> <p>本件につきましては、今後行われるパブリックコメント、専門委員会の検討を踏まえ、最初にご説明がありましたように、3月の審議会で最終的な答申案を審議することにしたいと思ひます。いかがでしょうか。</p>
梅崎会長	<p style="text-align: center;">＜ 「異議なし」 の声あり ＞</p> <p>それでは、異議がありませんので、本件につきましてはそのように決定いたします。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>続きまして、次に審議事項イ「聖山高原県立公園計画の変更について」の諮問でございます。</p> <p>本件は、長野県立自然公園条例第6条第1項の規定より、県立自然公園の公園計画を変更するに当たり、当審議会に意見を聞かれていますのでございます。</p>

池田 自然保  
護課長

それでは、幹事からご説明をお願いいたします。

自然保護課長の池田敦と申します。よろしく申し上げます。

私からは、本日諮問します聖山高原県立公園の公園計画の変更についてのご説明をさせていただきたいと思っております。着座にて説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

資料2-1の目次をまずご覧ください。資料は2-1から2-5までの5種類ございまして、このうち2-2が変更後の公園計画書案、さらに2-3が公園計画図でございます。また、資料2-4が変更箇所の新旧対照表、資料2-5が10月19日から11月20日までの1か月間で実施しましたパブリックコメントの結果を添付させていただいたものでございます。

今回当審議会にお諮りする内容のポイントとしましては、聖山高原県立公園計画における事業計画に、利用施設計画と自然体験活動計画を新たに位置づける、この点が大きなポイントとなっております。このほか、公園の面積だとか地種区分といった規制計画に係る項目の変更はございません。

詳細については、それぞれの資料のとおりでございますが、内容を資料2-1に取りまとめましたので、これを基本に説明のほうをさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

資料2-1、1ページをまずご覧ください。初めに、当公園の概要をご説明させていただきます。聖山高原県立公園は、地図中に矢印で示した水色の区域でございまして、長野市、千曲市、麻績村、生坂村、筑北村の2市3村に位置してございます。画像が小さいので、お手元のほうで大きめに見られたほうがよろしい方は、資料2-3のほうの資料を見ていただくと、より大きな拡大図で分かるという状況でございます。

当地域は、聖山などの高原景観や聖湖などの湖沼、山清路といった渓谷景観などが楽しめる優れた自然の風景地であることを踏まえまして、昭和40年7月8日に県立自然公園として指定をいたしました。

公園面積は2,128 ha、公園区域全域が普通地域、幾つか区域があるんですが、指定される中では一番下位の区域設定になっております。

下段の「2 公園計画について」をご覧ください。

(1)「公園計画の目的」のとおり、公園計画は、自然公園の風致景観の維持と適正な利用を推進するための方針を示すことにより、公園の適正な運営を行うための指針となるものでございます。公園計画は、国立国定公園は自然公園法に、県立自然公園は県立自然公園条例に規定されておりました。県立公園の公園計画の策定に当たっては、環境省の国立公園の計画作成要領というものがご



ざいまして、これに準拠して作成するということを方針としております。

その下の(2)「公園計画の構成」をご覧ください。公園計画は、大きく規制計画と事業計画に分類されます。

規制計画のほうですが、特別地域、普通地域といった地種区分を定めまして、区域内で行われる各種行為を規制し、自然景観の保護等を図る保護規制計画といったものが主にございます。

それから、事業計画につきましては、適正な利用の推進をするために必要な施設整備の方針を示す施設計画や、質の高い自然体験活動の促進に関して規制する自然体験活動計画などで構成されております。

1枚めくっていただきまして、2ページをご覧ください。自然公園法では、公園計画に基づき実施する施設整備を公園事業と言いまして、県、市町村、認可を受けた民間事業者の行う各種事業がこの公園計画に基づく公園事業として施設整備を行う場合は、規制の緩和や補助金の助成対象となるなど、事業執行上のメリットがございます。

こうした法令上の仕組み、制度の特徴を踏まえまして、「3 公園計画の変更について」をご覧ください。(1)のところに「変更の趣旨」と記載してございますが、その下段(2)に「これまでの更新経過」で記載があるように、聖山高原県立公園は、直近の見直しですと令和3年4月でございまして、前回の改正のポイントとしましては、保護面の規制として、保護規制計画の項目を新たに設けまして、併せて全域を普通地域であるということを明文化したというところがポイントとなっております。

今回の見直し案では、利用施設計画の項目を新に設けまして、公園内の施設整備を計画的に進めていくこと、また、関係機関との連携の下、当公園における自然体験活動を一層推進していくため、自然体験活動計画を公園計画に追加したいというのが変更のポイントとなります。

公園計画を変更する際には、長野県立自然公園条例第5条第5項の規定により、当該関係者が意見を交換する場を設けること、その他の関係者の意見を公園計画に反映するための必要な措置を講ずることとされておりました。また、(3「公園計画変更の体制」に記載がありますように、公園計画変更案の作成に当たっては、地域関係者との協議の場であり、聖山高原県立公園地域会議を設置しまして、この場での検討のほか、パブリックコメントや関係機関への意見照会を行いまして、このたびの変更案を作成させていただくに至りました。

また、第6条では、公園計画の変更の際は審議会の意見を聞くこととされておりますので、この点につきまして今回諮問をさせていただ

だいているものでございます。

3ページをご覧ください。先ほど説明でも触れました地域会議でございますが、地域の意向を反映した公園管理体制を構築するため、平成31年に聖山高原県立公園地域会議を設置しております。構成員は、イの表のとおりでございます。

併せて、地域会議におけるこれまでの検討状況は、ウをご覧ください。令和5年3月に構成市村に対しまして意見照会を実施して以降、事務局にて公園計画変更案の素案を作成させていただき、令和5年8月に地域会議に提示、ご意見をいただきながら内容を修正し、9月の地域会議を書面で行いましたが、それにおいて構成員のご了承をいただきました。

また、素案について令和5年10月19日から1か月間パブリックコメントを実施しましたほか、国等の関係機関や省庁関係部署に対しまして意見照会を行い、それぞれの内容についての確認を取ってきております。

なお、パブコメの意見・結果につきましては、資料2-5に添付させていただきましたが、2者から2件の意見が提出されておまして、このうち歩道整備の追加に関する意見については、関係自治体及び地域会議で検討した結果、歩道整備を公園計画に追加することといたしました。当該箇所については、後ほどエリアごとの利用施設計画の中で触れさせていただきます。

このほか、国等の関係機関や省庁関係部署のほうからのご意見の中で、文化財の字句の表記について意見がございましたので、文言の修正を一部行っておるところでございます。

4ページをご覧ください。今回の公園計画のポイントとなります利用施設計画の追加について、エリアごとに内容をご説明させていただきたいと思っております。なお、利用施設計画に位置づける際に、原則としましては、公園内にある利用のための既存の施設を調査しまして、これを公立公園公園計画作成要領に準拠して抽出をする。また現在該当の施設のほうは対象地に整備されていなくとも、今後施設整備を行う必要、または予定がある場合は、これを公園計画の中に位置づけるということを旨としております。

まず、アの聖山でございます。長野市が所有します聖山パノラマホテル、これを宿舎として、またオートキャンプ場を野営場として位置づけたいと考えております。また、図中に、見にくくて恐縮ですが、緑色の線で示しているのが歩道でございます。このエリアに関しては聖山山頂への登山道の歩道を、緑の①②③それぞれ整備をしたいと考えております。

イの大池エリアでございますが、大池周辺を園地として整備するほか、千曲市さんが所有します大池自然の家を宿舎として、またキャンプ場を野営場に位置づけるほか、大池から三峯山への登山

道を歩道、緑線の⑤として、またパブリックコメントの中でご提案、ご意見のありました東山道市道を緑線⑦として位置づけることとしたいと考えております。

ウの坊城平、冠着山のエリアでございます。キャンプ場を野営場として、冠着山山頂付近を園地として位置づけますほか、冠着山山頂への登山道を歩道として、緑線の⑧と⑨になりますが、これを位置づけたいと考えております。

続いて、5ページをご覧ください。エの聖湖では、聖湖の棧橋を橋、ボート場を舟遊場、それから湖周辺にある駐車場、公衆便所、麻績村の村立聖博物館を博物展示施設として位置づけるほか、三峯山山頂の展望台を休憩所、さらに聖高原キャンプ場を野営場、聖高原スキー場をスキー場、聖湖周辺を園地として位置づけたいと考えます。また、聖湖から三峯山山頂への登山道探勝路を歩道、これは緑線の⑥になりますが、位置づけるほか、パブリックコメントで意見のございました善光寺道の部分を歩道、緑線の④として位置づけたいと考えております。

オの山清路、差切峡でございますが、公園事業のため、園地、休憩所、公衆便所をそれぞれ位置づけたいと考えております。なお、山清路に掲げております駐車場については、現在施設はございませんが、生坂村において今後整備予定であるため、今回必要性を鑑みまして、公園計画に位置づけることが適当と考えているところでございます。

以上が利用施設計画としての新規追加項目ということになります。

続きまして、6ページをご覧ください。

(2)の「自然体験活動計画」の追加でございます。こちらの背景ですが、長野県では、令和4年4月1日に自然公園法の一部改正の施行がされたことを受けまして、法律の改正に合わせ長野県立自然公園条例を改正いたしました。

この改正の趣旨としましては、計画に基づく魅力的な自然体験、アクティビティの開発・提供、さらにはルール化など、地域関係者が一体となった主体的な取組を促し、旅行者の多様なニーズに応える自然公園の楽しみを提供するというのを推進するための計画として位置づけているものでございます。

これにおきまして、自然公園における自然体験活動を個々の点として行われているものから、より一層エリア一帯における面的な取組として連携を促進させ、一層の地域資源の利活用を期待していくということを考えているものでございます。

今回の追加では、事業計画の中に自然体験活動計画として自然体験活動で対象とする公園の自然、それから人文文化の特徴、さらには方針、エリアごとに促進する自然体験活動に関する事項を記

	<p>載しております。</p> <p>計画内容につきましては、想定され得る自然体験活動の全体像を網羅的に記載させていただいておりますので、公園計画への追加を契機に、今後地域会議において具体的な検討が進むよう県としても働きかけをしてみたいと考えております。</p> <p>資料の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
梅崎会長	<p>ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらご発言をお願いいたします。</p> <p>清野委員、どうぞ。</p>
清野委員	<p>清野です。お願いします。</p> <p>2-1の2ページのところに、(3)として公園事業の制度ということで、施設の例としてホテルとか避難小屋などについては助成が出て、それを事業としてやっていくという制度があるんですけども、今回自然体験活動計画は、既にご説明のとおり、点としてそれぞれの地区で行われていたことを面的に網羅するということですが、その主体はそれぞれの市町村であるのか、あるいは何か別の団体のようなものが入って全体を網羅してやっていくのか、そういった具体的なことをお聞きできればと思います。お願いします。</p>
池田自然保護課長	<p>ありがとうございます。今お話がございましたように、自然体験活動計画は、この質の高い体験活動の促進に関する基本的な事項を記載させていただきまして、その後、地域が主体となった一体的な取組を促していきたいと思っています。</p> <p>今、この段階で具体的にこうした自然体験活動を行っていくという計画をそれぞれの中のエリアで計画を立てられたものはございませんが、基本的な具体的な活動を計画する主体者としては、恐らく地域会議の構成員でございます市や村、さらには博物館、キャンプ場の運営者、あとは観光事業者、交通関係者、もっと言うと保護団体の皆様等とも連携を進めていくことによって、様々な自然体験活動というものが提供される形をつくる必要があるかと思っております。</p> <p>参考までに、長野県では、自然観察インストラクターというボランティア制度を持っておりまして、ここでガイド人材の登録等、さらにいろいろな研修を通じた育成も行っていますので、こうした皆さんの活躍の場を、せつかくの機会ですので、この聖山高原で提供していただけるような、そんな動きにも展開していけると非常にいいと思っておりますので、そこら辺も含めて、この地域会議の</p>

	<p>中でいろいろな議論し、より安全に楽しめるような県立公園を目指していきたいと考えております。</p>
清野委員	<p>早い段階でお聞きして、ありがとうございました。やはり大変自然豊かな県立公園であると思うので、持続可能な自然体験の活動に取り組んでいけるような、そういう体制をぜひ期待したいと思います。よろしく願いいたします。</p>
梅崎会長	<p>ただいま分かりやすい説明をしていただいたのですが、その趣旨みたいなことは、どこかに記述はあるのでしょうか。</p>
池田自然保護課長	<p>現状としましては、趣旨的な部分までの記述は公園計画の中にはございませんが、せっかくのお話ですので、冒頭のところに入れてさせていただいたほうが、より読んでいる方に狙いが見えてくるのでということとは考えたいと思います。</p>
梅崎会長	<p>よろしく願いします。 引き続き、梅田委員、どうぞ。</p>
梅田委員	<p>ありがとうございます。地域会議で事前に意見を聞いていただいたと書かれていたんですけども、具体的にはどのような意見が構成員の方から出たのか、お聞きしてもよろしいですか。</p>
池田自然保護課長	<p>ありがとうございます。地域会議において、まず事務局のほうからそれぞれ素案を提示させていただきました。特に今回の公園計画の変更のポイントと言った部分は、これまで規制部分のところしか公園計画に位置づけられておらず、それぞれのエリアに点在する施設、公共的なものだとか、いろいろな公共に資するような施設が公園計画上に位置づいていない。</p> <p>これは何が今後の事業の推進にデメリットがあるかという、結局一体的に整備をすると申し上げたときに、市町村がどういったロードマップでこのエリアの整備を進めていくかが明記されていない。すると、個別の市町村ごとの財政事情だとか、そういった事情の中で整備を進めていくんでしようけれども、もうちょっと地域連携の中で進めていくということが必要だろうということでお話をさせていただく中で、それぞれの市町村や関係団体の皆様のほうから、ではこの部分については、具体的にいつ整備をするところまでは今回は行っていませんけれども、今後より一層の整備をするということを公園計画に位置づけておくことによって、今後の整備における方針を基に具体的に整備が進められるということについての意見の中で、この施設は掲載してほしいとか、</p>

	<p>この部分はもうちょっと具体的にこうやっていきたいというようなご意見をいただきながら、今回の一番のポイントになるという形でしょうか。</p>
梅崎会長	<p>梅田委員、よろしいでしょうか。</p>
梅田委員	<p>ありがとうございます。先ほどご発言があったように、実際自然体験活動とか何をしていくんだらうみたいところが正直分からなかったの、何か地域会議の構成員から具体案などが出ればいいなと思ってお聞きをしたところでした。ありがとうございました。</p>
池田自然保護課長	<p>ありがとうございます。まさに令和4年に実はこの自然公園法が改正されて、国立公園、国定公園全部がこのフィルターがかかっています。私どもが承知している限りで、まだ国立公園エリアでもこの自然体験活動計画に基づく地域の具体的な動きまで至っているエリアというのはありません。</p> <p>ただ、今回この計画の中にそのフレームを入れておくことで、地域全体の皆さんが、これからの自然体験活動をどのようにやっていこうか、より自然公園にしていくためにはどうしたらいいかという話合いの場の具体的な方策を、ただ単なる規制だけではなくて、魅力面のほうからのアプローチをするきっかけになるということが一つのポイントだと思っておりますので、繰り返しになりますが、これからより具体的に、保護と利用と両立を図りながら、より楽しみができる自然公園を目指していきたいと考えている状況です。</p>
梅崎会長	<p>よろしいでしょうか。 引き続きまして、加々美委員、どうぞ。</p>
加々美委員	<p>よろしく願いいたします。今までのご意見と関連するんですけども、自然体験活動の推進はまだこれからだと思いますけれども、先ほど長野県のボランティア、やまぼうしも入っているんですけども、その関係者でボランティアということをおっしゃっていましたが、持続可能な活用ということも踏まえて、ボランティアでなく、ぜひ価値ある有償の自然体験活動の推進に努めていただきたいと思います。</p> <p>結局ボランティアですと、持続可能という部分が欠けてしまうと思いますので、今後、意識していただけたらと思います。以上です。</p>

池田自然保護課長	<p>ありがとうございます。御指摘のとおりで、自然観察インストラクターさんは、幅広い形で登録者の方がボランティアという形になっているんですが、これを生業にしていくという世界観は、なかなかまだ日本国内では根づけていない、アメリカだとか海外に行くと営造物公園としての一つのエリアの中に専属のボランティアさんがいらっしやったり、もしくは高価な自然体験活動のメニューを提供しながら、より質の高いガイドをするというものもあろうかと思います。</p> <p>エリアごとの特徴がございまして、これは自然公園の中でも県立公園で、かつ今回普通地域しかない聖山高原の部分において、どの程度の質の高さのある自然体験活動ができるかということはいろいろ課題等がありますが、少なくともこのエリアは、過去からかなりの利用振興が図られてきたエリアで、だいぶ昔に比べると停滞してしまっているかというエリアでもありますので、もう一度、今回のことを契機に、様々な角度からの自然体験活動のメニューというものを、地域の皆さんと一緒に考えていきたいと考えているところです。</p>
梅崎会長	よろしいでしょうか。
加々美委員	ありがとうございます。
梅崎会長	ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。 中川委員、どうぞ。
中川委員	法改正に基づいてこういう位置づけを新たにしていくということだとすると、今後の他の県立公園などでもこういったものが出てくると理解していいんですか。
池田自然保護課長	そのとおりでございます。今後の公園計画の改定に合わせて、その都度この自然体験活動計画というものも入れていきたいと思っていますし、これは先ほどお話ししましたように、位置づけることで、地域の中で利用というものに対してより積極的な目が向くという土台がつくられるかと思っておりますので、進めていきたいと考えています。
梅崎会長	<p>ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>1点だけ、歩道とか登山道の整備というのは必要なことだと思いますけれども、当然エリアを越えて、広くこの図のように登山道が通っているんですが、エリア外とかエリア内の整備の連携とか、予算とか、そういうのはどういうふうになっているんでしょうか。</p>

<p>池田自然保護課長</p>	<p>ありがとうございます。基本的には自然公園としてのエリア内につきましては、国立公園・国定公園であれば、実は交付金事業で国のほうから補助がございします。</p> <p>県立公園の場合は県のほうで自然環境整備支援補助金というものを設けておりました、この公園計画に位置づけ、かつ公園計画の利用のために資する施設整備、例えば歩道の整備ということであれば対象となりますが、それを外れたエリアについては助成対象にはならないと。</p> <p>ただ、一連性がある場合は、それぞれの補助対象は変わりますが、情報共有したり、より利用推進の一体性を図りながら、登山道なり遊歩道なりの環境整備というのは進めていきたいと思っています。</p> <p>以下同様に道路もございしますが、こちらのほうも、基本的には生活道としての一般道であれば通過するような道になります。これは一般道ですので、通常の道路事業としての整備を進めることとなりますが、登山道とか、散策という形でのエリアの活用であれば、その部分を今回の公園計画に位置づけることで、県の補助金対象にはなりますので、そのところで連携していきたいと考えております。</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、ほかに意見がございませぬようですので、この案件の取扱いについてお諮りいたします。</p> <p>本件につきましては、さらにご意見等があるようでしたら、1週間を目途に事務局のほうへ提出していただき、3月の審議会で最終的な答申を審議することにしたいと思ひます。いかがでしょうか。</p> <p>&lt; 「異議なし」の声あり &gt;</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>それでは異議がございませぬので、本件につきましてはそのように決定いたします。どうもありがとうございました。</p> <p>それでは報告事項に移ります。</p> <p>まず報告事項アは、「知事が同意した妻籠水道水源保全地区内の行為に係るモニタリング調査結果について」でございします。</p> <p>本件はJR東海が妻籠水道水源保全地区内で行う行為を知事が同意するに当たり、長野県水環境保全条例第12条第2項の規定に基づき、平成29年度の当審議会で意見が求められ、当審議会が同意の答申をするに当たり、附帯意見としてJR東海の行為に係るモニタリング調査結果を当審議会の報告するように求めた経緯があり</p>



是永水大気  
環境課長

ます。その報告について、今回していただくものでございます。  
それでは、幹事からご説明よろしくお願いいたします。

水大気環境課長の是永剛と申します。よろしくどうぞお願いいたします。それでは、座って説明させていただきます。

資料3-1をお願いいたします。

こちら、水環境保全条例、妻籠水道水源保全地区内のリニア中央新幹線トンネル工事に係るモニタリング調査結果についてでございます。

長野県では、長野県水環境保全条例に基づきまして、水道水源の保全に必要な地域を水道水源保全地区として指定しており、現在27市町村の46地区を指定しております。

妻籠水道水源保全はその一つでございます。1に記載のとおり、南木曾町の三留野妻籠簡易水道の水源になっている区域、85ヘクタールを平成11年に指定したものでございます。

その後、2に記載のとおり、妻籠水道水源保全地区内において、東海旅客鉄道株式会社（JR 東海）によりまして、リニア中央新幹線のトンネル工事が計画されました。

水道水源保全条例第12条では、水道水源保全地区内で1ヘクタールを超える土地の形質変更をしようとする場合は、あらかじめ知事に協議し、同意を得なければならないとされております。

そのため、3の経過に記載のとおり、平成29年にJR 東海から知事に事前協議書が提出されました。それを受けて、県ではこの行為による水源への影響や、同意するとした場合の条件などについて意見を聞くため、環境審議会に諮問いたしまして、以降専門委員会における5回の審議を経まして、平成30年3月13日に環境審議会から答申が出されたところでございます。

答申では、トンネル工事による水源への影響が、その程度を現状で明確に判断することが困難であることから、南木曾町が必要とする最大取水量の確保、観測体制の強化など、13項目を知事同意の際の条件とするよう求められました。

併せて、先ほど会長の説明にもございましたとおり、今後モニタリング調査結果を環境審議会に報告するよう意見が付されたところでございます。

これを受けまして、県では平成30年3月27日に答申のあった項目に、附帯意見を踏まえたモニタリング結果の定期的な報告を加えた14項目を条件といたしまして、JR 東海に対して知事同意を行ったところでございます。

この同意条件に基づきまして、JR 東海では、前年度のモニタリング結果を取りまとめまして県に報告しており、昨年12月には5回目の報告となる令和4年度の結果が提出されました。

4には、令和4年度調査の概要を記載しておりますが、まだ水道水源保全地区内でのトンネル工事は行われておりませんので、工事着手前の平常状態を把握するためのモニタリング調査としての位置づけとなります。

調査地点数は36地点となっており、調査頻度につきましては月1回、調査項目は水温、pH、電気伝導率のほか、地下水の場合は水位と透視度、湧水の場合は水量と透視度、河川の場合は流量を測定しているところでございます。

具体的な調査結果については、資料3-2をお願いいたします。JR東海から県に提出された報告書本体となります。

1ページ、2ページが調査地点の一覧、3ページが調査地点図となっております。この調査地点の一覧の中で、県内のリニア中央新幹線の計画路線沿線では、環境影響評価の手続として、水資源に係る事後調査が行われておりまして、この表の地点番号②に番号の記載がある全部で18地点が環境影響評価の手続で調査を実施している地点となります。

妻籠水道水源保全地区におきましては、先ほどご説明いたしました知事同意の条件といたしました観測体制の強化に対応するために、JR東海でさらに18点を追加して調査を実施している状況でございます。

特に工事による影響の有無を判断する観測井戸といたしまして、2ページにございます22番の観測井戸と、トンネル付近に30番の井戸が新たに設置されましたが、30番の井戸に破損が確認されたため、一番下の37番の井戸が新たに設置され、令和2年12月から調査を開始しております。

4ページ以降は調査結果の詳細となりますので、後ほどご確認いただければと存じます。

なお、前回の審議会におきまして、大和田委員から、経年変化が確認できるデータの記載をしてほしい旨のご意見をいただきましたので、各調査地点に経年変化グラフを追記したところでございます。

資料3-1にお戻りください。一番下の「5 今後の対応」でございますが、JR東海では月1回の調査を継続して実施しておりまして、前年度分の結果を取りまとめて県に提出されますので、その都度環境審議会でご報告してまいります。

また、工事による水道水源の取水量に減少が生じ、地域住民の生活等に影響が生じないための事前対策といたしまして、南木曾町とJR東海は、水道水源の必要水量の確保に向けた予備的措置について協定書を締結しておりまして、現在代替水源から既存の水源まで、新たに接続する送水管の敷設工事を実施しており、令和7年度に完成する予定でございます。

梅崎会長	<p>資料3-1の2ページ以降には、先ほど申し上げました知事同意書の写しと水環境保全条例の関係条文の抜粋を参考に添付しております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございましたらご発言をお願いいたします。</p> <p>ございませんか。説明のところで触れてもいただきましたけれども、この環境審議会とはほかに、長野県環境影響評価技術委員会というのがございます。そこで、計画段階からいわゆる環境アセスについて審議をしまして、その後、事後調査報告として技術委員会の中でも詳しい資料が出てきまして、地下水、地質、それぞれの専門の委員の皆さんがそこで議論されているわけです。</p> <p>私はそちらの技術委員会にも参加しているわけですが、やはりそこではすごく技術的な突っ込んだ、例えば、先ほどの水位調査に対しても、頻度ですとか、調査地点ですとか、さまざまな知見等も踏まえて意見を述べているところですが、少しこの審議会に出てくるところの資料の内容に濃淡といいますか、ここでの取り扱いに違いがありまして、少し分かりにくいので、しっかりと連携していただいて、できるだけこの審議会の委員の皆さんにも、要点の分かるような資料等にしていただければと思っています。</p>
中川委員	<p>会長に質問していいですか。そうすると、その技術委員会で、僕はよく分からないんですが、特徴的な議論というのが、例えばこういうことが議論されているんだということを少しご紹介いただけると理解が進むかなと思います。</p>
梅崎会長	<p>技術委員会ではかなり多くの案件がありまして、私も一つ一つの案件の細かいところまでの正確な記憶がないんですが、技術委員会の議事録がしっかりホームページに掲載されていますので、そこにすべての意見がありますし、資料等も見られますので、まずそこを見ていただいて、こういうときに発言していただければお答えできると思います。本日も技術委員会の担当の方の都合がつくようでしたら、審議会でも説明していただくように事前にお話ししてはいたんですが、今後はそういうこともできると思いますので、その際に説明していただければと思います。</p> <p>どうぞ。</p>
是永水大気環境課長	<p>ご意見をいただきましてありがとうございます。このリニアにつきましては、とりわけ環境質が非常に幅広いということがござ</p>

	<p>いますし、例えば今回水環境を捉えても、一般的な環境、水質の関係ですとか、そこに深く入りますので、ピンポイントで水道への影響ですとか、どうしても一体不可分の部分がございます。それについては、やはり多面的に情報を共有するという意味でも、こういう科学的データというのが不可欠であると認識しておりますので、積極的にその連携をどのように図っていくかというのは、十分検討させていただきたいと思っております。以上でございます。</p>
梅崎会長	<p>中川委員、よろしいでしょうか。</p>
中川委員	<p>はい。</p>
梅崎会長	<p>ほかにご意見等ございますでしょうか。 どうぞ、辻委員。</p>
辻委員	<p>質問ですけれども、水道の水源が近いということで、流量も大事かと思うんですけれども、今モニタリングだからやっていないのかなと思うんですが、水質についてはどういうふうになっているかお伺いします。</p>
是永水大気 環境課長	<p>水質につきましては、特に今回資料3-2でご覧いただきますと、1ページの左の地点番号で申しますと14番、16番というのが妻籠簡易水道の水源、これが二つございます。その他の地点についてはモニタリングということで、主に水位、水量の測定を行っているんですけれども、この水源につきましては水質については、水道法の中で、町のほうで健康に影響があるかないか基準が規定されておりますので、その中でしっかりと調査をして公表するという状況になっておりまして、今回JRでは、その水質のほうについては特に調査を行っておらないということでございます。</p>
辻井委員	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
梅崎会長	<p>よろしいでしょうか。 それでは、以上幹事からの報告ということでご承知おきをお願いいたします。</p>
八尾特別委員	<p>よろしいでしょうか。八尾ですが。</p>
梅崎会長	<p>どうぞ。</p>

八尾特別委員	<p>役人的な意見を申し上げて申し訳ないんですけれども、例えば、この送付資料とかを見ても、先ほどの進行を見ても、一番最初の二つの事項というのは審議事項でして、後ろの二つは報告事項になっているわけです。</p> <p>私は多面的なチェックというのはすごくいいことだと思うんですけれども、そういうことをしようとするのだったら、やはり報告事項の中に、あくまでこれは審議じゃないので、そういう意味で言うと、やはりどうやって審議されてどういうふうなことが指摘されて、だからこういう結果になりましたというのがないと、なかなか多面的なチェックというのはできないんじゃないかと思っているんですけれども。</p> <p>しかも、この委員会で、仮に私とかほかの委員の先生方が意見を言ったとしても、それは審議事項にならないわけであって、質問事項にしかならないですね。</p> <p>なので、そういう意味で言ったら、この審議会では何をやるかというのをもう少しちゃんとやっておかないと、何か問題が起こったときにややこしいことにならなければいいんですけれども、ちょっとそこは心配かなと思ったので、一言だけ申し上げておきます。</p>
梅崎会長	<p>ありがとうございます。私が先ほど述べたのはまさにそういう趣旨の意見ですので、今のご意見も踏まえて、十分点検していただくようお願いいたします。</p> <p>八尾委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>それでは、次の報告事項イに参ります。「長野県ゼロカーボン戦略ロードマップの策定について」でございます。</p> <p>本件は、令和3年6月に策定した長野県ゼロカーボン戦略の2030年度の目標を達成するためのシナリオとして、令和5年11月に長野県ゼロカーボン戦略推進本部会議で決定しました長野県ゼロカーボン戦略ロードマップの内容について報告していただくものです。</p> <p>それでは、幹事からご説明よろしくをお願いいたします。</p>
室賀環境政策課長	<p>環境政策課長の室賀荘一郎です。よろしくをお願いいたします。座ってご説明をいたします。</p> <p>私のほうからは、資料の4-1と資料の4-2ということで、二つ一緒になっております。</p> <p>まず、資料の4-1をご覧いただきたいと思います。本件におきましては、ゼロカーボンの宣言をいたしまして、それを実施していくということで、全国的にも先駆けてやっっていこうということで進めているところであります。</p> <p>まず、「1 策定経過」をご覧いただきたいと思います。令和元</p>

年に長野県気候非常事態、ゼロカーボンへの決意ということで、こちらは都道府県で初となる宣言を県としていたしました。

これを踏まえまして、令和2年、長野県脱炭素社会づくり条例ということで、こちらにも全国的に初めての条例が制定されたところでもあります。

これを踏まえまして、令和3年に長野県ゼロカーボン戦略ということで、これまでの環境エネルギー戦略と言われていた省エネをメインとした計画から、ゼロカーボンを実現していく計画へと転換するものを策定したところでございます。

この策定に当たりましては、環境審議会においても審議をいただいて、策定をしていったというものでございます。具体的には2030年度に6割削減をいたしまして、最終的には2050年にCO<sub>2</sub>の排出をゼロとするものであります。

令和5年3月に、書いてございますが、直近のこの計画の報告書を出させていただいておりますが、この中で、全体では6割減と言っているんですが、10年ほどで2割しか削減がされていないという状況でございます。2030年まであと6年という中で、かなり加速をしていかなければいけないというのが我々の認識でございました。

そのような中、「2 策定趣旨」というところがございますけれども、本当にどうなっているのかということのを定量化、数字をもって計算しようということで、こちらにも我々全国的な調査をしたのですが、やはりそういった事例がなくて、今回県としては、かなりいろいろ研究をした上で、試算を重ね計算をさせていただきました。

その結果、現在の政策ペースで行きますと、CO<sub>2</sub>の削減量が計画に対して126万トン減ると、これは詳しいことは下表にございますけれども、まだまだ取組が足りないという状況が判明いたしました。

このような中で、資料4-2につけさせていただいておりますので、またお時間のあるときに見ていただきたいんですが、県として、効果が高い施策を重点的に推進するという事で定めまして、この6年間の中で、さらに4割削減していくシナリオをつくったのが、「3 ロードマップシナリオ」でございます。

具体的には、3の右側のほうに目標達成というコメントがございまして、運輸部門ですと、具体的には139万トン減らすとありますが、10台に1台は乗用車をEVにしていく必要がある。また家庭部門については、ZEH、これは国も推進していただいておりますけれども、これを前倒しをしていかなければいけないというもの。また、住宅の屋根についても、屋根ソーラーがついておりますけれども、現在9万軒にとどまっていますので、これを22万軒にしていかなければ達成できない。また産業分野においては、再生可能エ

梅崎会長	<p>エネルギーの利用を、例えば電気も生グリーン電気と呼ばれるようなものを積極的に買っていただきたいというような、こういったことをしないと実現しないということでもあります。</p> <p>具体的には、この別添の資料4-2にございますので、また見ていただきたいと思いますが、県といたしましては、これらのやるべきことを積極的に発信やPR、また協力を求めていくような県民運動を展開してまいりたいので、委員の皆様方にご協力いただきたいと思います。以上です。</p> <p>ありがとうございました。かなり積極的な数値目標等を挙げて取組をやられているというのがここによく分かるわけですが、これも報告事項ではありますが、次のロードマップの改定等にもまた意見を考慮していただくということもありますので、ご質問等ありましたらお聞きしたいと思います。</p> <p>小林委員、どうぞ。</p>
小林委員	<p>1点ですが、これを見させていただきますと、4-2の資料のほうで、やはり現状不足しているところが運輸部門と再エネ部門という形になっていると思います。例えば運輸部門の重点施策を見させていただくんですが、もちろんこの形で進めていただくのは必要ですが、やはり現状で路線を廃止したり、本数を減らしたり、料金が高くなっているという循環の中で実際に利用者が減っていて、この普及啓発だけで果たして利用者が回復するのかという部分が、重点施策という割には効果がどうなのかという部分があります。</p> <p>環境部門の限界ということはあるのかもしれませんが、やはり抜本的に都市構造ですとか、都市部への交通の流入の規制ですとか、新交通などについても、やはり検討していただかないといけないのではないかと考えている次第です。以上です。</p>
梅崎会長	<p>何かお答えできますか。</p>
室賀環境政策課長	<p>ありがとうございます。我々もこのロードマップ作成の段階で、まさに委員がおっしゃるようなことも検討は進めさせていただいております。具体的には交通のDXの推進という中で、基礎調査のようなものは現在も進めておまして、そういった調査もやりながら、今後こういった文字として出て政策に反映していくようなことができたらいいなと思っていますので、またそこも検討してまいります。</p>
梅崎会長	<p>小林委員、よろしいでしょうか。</p>

小林委員	はい。
梅崎会長	続きまして、宮原委員、どうぞ。
宮原委員	<p>待ちに待ったロードマップができ良かったと思います。とても分かりやすくつくられていると思います。待ちに待ったと申しましたのは、ゼロカーボン達成に向け長野県は全国に先駆けてやってきた中で、私がゼロカーボンについて調べていた2年前、徳島県では令和3年12月にはすでにロードマップが完成していたことが分かりました。6割削減目標達成の2030年まであと6年を切ってしまった現在、もう少し早くつくってほしかったなと思います。</p> <p>ロードマップ4ページの交通のところでのしなの鉄道の省エネ車両の更新支援をするという項目があります。私は以前開催された審議会で、日頃しなの鉄道を利用している者として、省エネ車両であるということが全く分からないので「この車両は県の助成を得て導入された従来より4割も省エネの車両」という告知文を電車の内外に掲示していただくことで省エネルギーの啓発に効果があるのではないかというお願いの発言をしました。「担当課に伝えます」というお答えをさせていただきましたが、いまだに実行されていません。官民が一体となって省エネルギーへの精一杯の取組みを実践しているのだということをもっと多くの人に知らせてもいいのではないか、知らせていくべきではないかと思います。</p> <p>私は地球温暖化防止活動推進員としては、いただいた機会にこのことを発信していますが、一番の元となる車両自体、駅舎等においてPRしていただきたいと思います。</p> <p>ちょっとロードマップからは外れたやり方になってしまうんですが、お願いしたことが実現されなかったことは残念に思っています。以上です。</p>
梅崎会長 室賀環境政策課長	<p>何かありますか。</p> <p>ありがとうございます。すみません、反映できていないということであれば、できることはやっていかなければいけないと思っています。今回この表の中にしなの鉄道の省エネ車両を入れていくところは企画振興部とも連携してやっていますので、そこはまた確認をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。</p>
梅崎会長	<p>続きまして、八尾特別委員、お願いします。</p> <p>ありがとうございます。すごくいい計画だと思うんですけど</p>



八尾特別委員

も、議論されたときにどんな議論があったのかというのを教えてもらいたいのですが、特に乗用車の10台に1台が、「しか」というのか「も」と言うのか分からないんですけども、例えば、我々の長野のイメージですが、暮らしたことがないのですが、雪国で山道も多いのかなと思うところで、生活交通はやはり車なのかなと考えたときに、電気自動車が果たして本当にベストなのかといたら、例えば坂道を上るのが大変だと思うのと、雪国で充電はよくないというのがだんだん分かってきて、そういうふうなデメリット、公用車だって、全て電気自動車にすると災害のときとか大丈夫かなと思ったりするんですけども、別に批判しているわけではなくて、そういう議論があったかどうか教えていただけますか。

室賀環境政策課長

ありがとうございます。議論はございました。やはり雪国です。今日も雪が降っておりますので、全てをEVにすることはちょっと現実的ではないということもありまして、このEVのところでは、例えば今回13万トン減らすという計画になってはいますが、実現可能なものをまず想定した上で設定をしております。

それ以外については、実は運輸部門のところにも記載させてもらいましたが、車種や用途により困難な場合については、ハイブリッド車を選択というのも、当面の間、2030年まではやむを得ないのかなと思っております。

今後は、やはり技術革新も当然あると思っております、EVについても、車種が増えてくるということは世界的に我々も想定しておりますので、当面そこは様子見の部分もあるという状況でございます。以上です。

ありがとうございます。

八尾特別委員

梅崎会長

関連して一言申し上げますけれども、先ほども少し述べましたように、積極的なロードマップを作成し目標を達成しようという趣旨はすごく理解していますし敬意を表しますけれども、あえて別の立場からの意見として申し上げますけれども、生物の生態系、または自然環境と同様に、生活環境や社会活動とかに合わせて、エネルギー事業も多様性が重要だと思っております。

どこかに偏った場合に、何か不都合なことがあったときに、先ほども発言がありましたけれども、雪国とか災害とかそういう特殊な事情もありますので、もう少しエネルギー事業とかその政策については多様性の議論を深めていただいて、例えば、これも環境審議会の中でも、長野の地域性を考えると、小水力発電とか、そういう他の地域とは違う有望なものもあるのではないかとということ

<p>室賀環境政策課長</p>	<p>の議論もたびたびされていますので、これらのことも踏まえて、さらに深く検討していただければと思います。</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>ありがとうございます。引き続き検討させていただきます。</p>
<p>辻委員</p>	<p>よろしいでしょうか。</p>
<p>辻委員</p>	<p>辻井員、どうぞ。</p>
<p>室賀環境政策課長</p>	<p>家庭部門がゼロカーボン戦略ロードマップの9枚目にあるんですけれども、そこに信州健康ゼロエネルギー住宅への助成とか、住宅の省エネ化というのがあると思うんですけれども、結構賃貸住宅に住んでいる人も多くて、賃貸住宅はあまり省エネみたいなこととか、ペアガラスじゃない住宅とかあって、そういうところで使われるエネルギーもかなり大きいんじゃないかと、賃貸住宅の電気代とかすごいと聞いたことがあって、そういったことも決して少なくないと思うので明記していただけるといいかと思います。</p>
<p>室賀環境政策課長</p>	<p>ありがとうございます。こちらもやはり議論をしております、現在建設部を中心として、新築ですとか既存の住宅については推奨するというのが国も含めてやっています。賃貸住宅のところはビジネスになっていくところもありまして、なかなかストレートに規制をかけたり推奨していくのが難しいところではありますが、まさにそういった啓発を含めてやる中で、当然コストも下がる、光熱費が下がることもありますので、そういったところをまずはPRしながら、どういった対策ができるか、そこもまた検討してまいりたいと思います。</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>それでは、報告ということでご承知おきをお願いいたします。</p> <p>以上、本日予定しておりました議事は全て終了しましたが、全体を通して何かご意見等がございましたらお受けいたします。</p> <p>何かございますでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして本日の議事を終了し、議長の務めを終わらせていただきます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>
<p>司会</p>	<p>梅崎会長、委員の皆様、ありがとうございました。</p> <p>ここで、長時間の中で恐縮ですが、議事とは別に、1件だけ県から情報共有をさせていただければと思いますので、よろしく願います。</p>

池田 自然保  
護課長

改めまして、自然保護課長の池田でございます。本日この機会をいただきまして、ぜひ皆様のほうに広報PRをさせていただければと思ひまして、チラシのほうをお配りさせていただきました。ウェブ参加の皆様には、今画像で表示させていただいております。

内容は、ライチョウを救うため、皆様からの活動のための寄付をぜひお願いしたいという活動を、この11月30日からスタートさせております。

期間としては、来年度の8月終わりまで、ライチョウ保護スクラムプロジェクトとして、令和2年から一度やったことがあるのですが、再度開始しまして、展開をしたいと考えております。

ライチョウに関しましては、ご存じのとおり長野県の県の鳥、県鳥でもございますし、世界的に見ても、日本の本州中部の高山帯にしかおりません。かつ世界的には最も南に分布する個体群で、氷河期の生き残りと言われている貴重な鳥でございます。希少野生動物植物の一つにも指定されている状況です。

こうしたライチョウですが、1980年代に3,000羽いたものが、2000年代初頭には1,700羽程度と推計が出ておりました。その後、実は十分な生息活動調査をエリア全体で実施することができていない状況がございます。

こうした状況を踏まえながら、国をはじめ様々な機関と連携で保護対策を打ってきているところですが、さらなる機運を高め、関係者の皆様との保全活動を推進したいということを考えておりました。目標額を1,300万円ということで立ち上げまして、今、広報PR活動を行っているところでございます。

既に皆様、お目に留められた方もいらっしゃるかもしれませんが、改めてこのライチョウを救うためのご寄付についてご尽力いただければと思っておりますし、併せて関係の皆様、お知り合いの皆様に、こうした形で今県のほうでやっているからというようなご案内をしていただければと考えております。

資料のデータにつきましては、もしよろしければ改めて電子データ等で皆様にお送りさせていただきたいと思ひますし、さらに関連の皆様のお声をいただければ、自然保護課のほうでポスターだとか、チラシをある程度部数用意しておりますので、そういった機関への再配付も考えておりますので、ぜひともお力添えのほうをよろしく願ひいたします。

突然のお願いになりまして申し訳ありませんが、どうぞよろしく願ひいたします。

司会

それでは、ライチョウの関係はよろしいでしょうか。また、分からない点等あれば事務局を通じてお問合せいただければと思ひま

す。

それでは、以上で本日の審議会を閉会させていただきます。

なお、次回は3月下旬を予定しておりますので、また日程照会等をさせていただきます。

本日は大変足元が悪くなっておりますので、お気をつけてお帰りくださいませ。

本日は、大変お疲れさまでございました。